練馬区立図書館情報システム再構築・運用保守業務委託に関する 提案募集要領

> 平成30年1月31日 練馬区教育委員会事務局 教育振興部 光が丘図書館

目次

第	1章	目的	4
第:	2章	本事業の概要	4
	1.	本事業の概要および経緯	4
第:	3章	本事業の調達範囲および要件	5
	1.	調達範囲	5
•	2.	調達要件	5
第一	4 章	本事業の参加事業者	5
	1.	参加事業者	5
4	2.	参加資格	5
;	3.	欠格条項	6
第:	5章	本事業の予定額	6
	1.	予定額	6
第(6章	提案募集スケジュール	7
第 ′	7章	質問および回答	7
	1.	質問提出期限	7
4	2.	質問方法	7
;	3.	回答方法	7
第	8章	提案書の提出	7
	1.	受付期限	7
4	2.	提出場所	7
;	3.	提出方法	7
4	4.	提出書類	8
ļ	<u>5</u> .	提出部数	8
(6.	電子記録媒体による提出	8
,	7. 携	是案書等の差し替えおよび再提出	9
第:	9章	審查方法	9
第	10章	一次審查	9
	1.	一次審査通過者の選定	9
2	2.	一次審査の結果通知	9
;	3.	質問書の送付	9
第	11章	二次審查	9
	1.	プレゼンテーションの実施	9
	9	宇施日	a

	3		選考時間	10
	4		説明者および参加者	10
	5		審查結果	10
第	1	2章	第一優先候補者の選定	10
	1		第一優先候補者の選定	10
	2		受託候補者との協議	10
第	1	3章	情報公開	10
第	1	4章	その他事項1	10
第	1	5章	本件で使用する資料・様式一覧	11
第	1	6章	問い合わせ先・提出先・担当	12

第1章 目的

本要領は、「練馬区立図書館情報システム再構築・運用保守業務委託」に関して、最適な 事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を 行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

第2章 本事業の概要

1. 本事業の概要および経緯

練馬区立図書館は、年間約700万件の資料貸出数、うち約220万件の資料予約数を記録する、全国区市で上位10位以内に位置する旺盛な区民の利用に応えている。これらの事務処理に的確に対応するためには、利用者情報・資料情報を管理する図書館情報システムの導入は不可欠である。

現行の図書館情報システムは、練馬区立図書館(12 館 1 分室)および練馬区立図書館資料受取窓口(6 窓口)の図書館業務運営を行う図書館業務システムを中心に、図書館ホームページの公開による利用者サービスや各図書館に設置したインターネットパソコンによる情報提供サービスを行うためのシステムである。自動貸出機や I C タグの活用によるカウンター業務の効率化やホームページの活用による非来館者へのサービス充実を図っている。当該システムは、平成25年1月に再構築したものであり、本事業実施時期には、現行システム機器の使用が再リースを含め6年に達する。

図書館情報システムは、利用者の個人情報を取扱い、膨大な資料データを蓄積しており、高度な業務を遂行できる機能を有している必要性がある。そのため、多数の公立図書館での導入実績がある図書館情報システムパッケージソフトを基に、新システムを構築する必要がある。次期システムの選定に当たっては、区民の旺盛な図書館利用に応えるため、現在の機能維持に加え、業務改善や区民の利便性向上など、これからの時代要請を視野に入れて作業を進める必要がある。

現在は、外部のデータセンター上に図書館情報システムを構築し運用を行っているが、 賃貸借期間終了に伴い、練馬区が全庁的に利用する仮想化共通基盤(以下、「練馬区共通基 盤」(※1) という。) への再構築を行う。さらには標的型攻撃への対策等のセキュリティ の強化を図り、今後5年間の、区立図書館のICT環境を支える基盤となる新たな図書館情報システムの構築および運用を行う。

※1 練馬区共通基盤

練馬区企画部情報政策課が設置している仮想化技術を活用したハードウェア基盤。仮想化技術により物理サーバ上に仮想サーバを複数設置し、各業務システムは仮想サーバ

上で稼働させる。

第3章 本事業の調達範囲および要件

1. 調達範囲

本提案依頼に対する調達範囲は以下のとおりである。なお、機器のリースについては、 別途調達を行う。

- (1) 図書館情報システムの再構築業務全般(構築業者)
- (2) 図書館情報システムの運用保守委託業務全般(運用保守業者)

2. 調達要件

【資料1】練馬区立図書館情報システム再構築・運用保守業務委託提案依頼仕様書の とおり

第4章 本事業の参加事業者

1. 参加事業者

本提案依頼に対する参加事業者は以下の区分とし、それぞれを受け持つ事業者をまとめて一体的に提案すること。契約締結時はそれぞれを受け持つ事業者とそれぞれ契約する。なお、提案書は(1)を受け持つ事業者がとりまとめて提出すること。 (1)および(2)が同一事業者であることは可とする。

- (1) 図書館情報システムの再構築業務全般(構築業者)
- (2) 図書館情報システムの運用保守業務全般(運用保守業者)

2. 参加資格

提案書提出時において、つぎの条件をすべて満たすこと。

- (1) 練馬区での競争入札参加資格を有し、営業種目「情報処理」に登録してあること。
- (2) 特別区または東京都、国の省庁・機関等において、電子調達の資格を有しており、 情報処理業務の共同格付けランクが「A」または「B」であること。
- (3) 次の条件(蔵書数100万点以上、人口40万以上、分館数5館以上)のうち2つ以上が該当する他自治体公共図書館において、図書館システムパッケージの導入実績(現在稼働中または今後1年以内に稼働予定)があること。
- (4) プライバシーマーク制度または情報セキュリティマネジメントシステム (ISO27001 またはISMS) の認証を受けていること。

3. 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第 1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」(昭和61年4月1日練総経発第394号)による指名停止期間中である者。
- (3)「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成22年8月2日22練総経第335号) による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人の場合は、法人事業税(地方法人特別税を含む)、法人税、消費税及び地方消費税を、滞納している者。
- (5) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者。

第5章 本事業の予定額

1. 予定額

- (1) 本件に係る予定額は、再構築費用と運用保守費用を合わせた5年間の総費用(上限額 税込140,139,000円)とする。
- (2) 平成30年度分費用(3か月間)について、上限額を設定する。それぞれの上限額を超える提案は失格とする。

平成30年度分費用(3か月間)の上限額は次のとおり。

No	内 訳	平成30年度分費用	
		上限額(税込)	
1	再構築費用	32, 044, 000	
	【構築業者費用】	円	
2	運用保守費用	5, 649, 000	
	【運用保守業者費用】	円	

※消費税は8%で計算すること。

※運用保守費用は、ハードウェア保守、ソフトウェア保守および運用経費とする。

第6章 提案募集スケジュール

募集要領等の公表	平成30年1月31日 (水)
質問受付期限	平成30年2月14日(水)午後5時
質問回答日	平成30年2月21日 (水)
提案書類受付期限	平成30年3月2日(金)午後5時
一次審査 結果通知	平成30年3月14日(水)(予定)
二次審査	平成30年3月26日(月)(予定)
(プレゼンテーション・ヒアリング)	
第二次審査 結果通知	平成30年4月上旬(予定)

第7章 質問および回答

募集に関する質問は【様式ア】質問票に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

1. 質問提出期限

平成30年2月14日(水)午後5時

※ 期限を過ぎた質問は一切受け付けない。

2. 質問方法

本書第16章「問い合わせ先・提出先・担当」へ電子メールにて送付すること。

3. 回答方法

回答は質問があった全事業者に対して、質問票に記載された連絡先へ電子メールにて 送付する。

第8章 提案書の提出

参加を希望する者は、提案書等の作成にあたり【資料2】練馬区立図書館情報システム 再構築・運用保守業務委託に関する提案書等作成要領を参照の上、以下の内容で提出する こと。

1. 受付期限

平成30年3月2日(金)午後5時

2. 提出場所

本書第16章「問い合わせ先・提出先・担当」

3. 提出方法

上記提出先に持参すること (郵送は不可とする)。

4. 提出書類

つぎの書類を提出すること。

- (1) 提案書(表紙については【様式イ】提案書表紙を使用すること。)
- (2) 業務・機能要件チェックシート【様式ウ】
- (3) 練馬区共通基盤仮想サーバの経費積算シート【様式工】
- (4) 見積書(平成30年度分構築費用) ※ 構築業者の社印を押印したもの
- (5) 見積書(平成30年度分運用保守費用・5年間運用保守総費用)※ 運用保守業者の社 印を押印したもの
- (6) 費用見積シート【様式オ】
- (7) 提案事業者セキュリティ確認シート【様式カ】
- (8) 会社概要 (パンフレット等の使用も可)
- (9) 東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し(裏面印鑑証明部分も含む)または、準ずる証明書で参加資格を有することを証する書類の写し
- (10) プライバシーマーク制度または情報セキュリティマネジメントシステム (ISO27001 またはISMS) の認証を受けていることを証する書類の写し
- (11) 登記簿謄本等、区内に本店を有することを証する公的書類(該当する者のみ)
- ※ 上記書類のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

5. 提出部数

- (1) 正本 1部
- (2) 副本 10部
- (3) 電子記録媒体 正副2枚(詳細は、6. 電子記録媒体による提出を参照)

6. 電子記録媒体による提出

CD-ROMまたはDVD-ROMに記録し、正副2枚提出すること。形式は以下のとおり。

No	提出書類	形式
1	提案書【様式イ】	PDF、WordまたはPowerPoint
2	業務・機能要件チェックシート【様式ウ】	Excel
3	練馬区共通基盤仮想サーバの経費積算シート【様式エ】	Excel
4	費用見積シート【様式オ】	Excel
5	提案事業者セキュリティ確認シート【様式カ】	Word
6	見積書	PDF
7	会社概要	PDFまたはJPEG
8	入札参加資格を証する書類	PDFまたはJPEG
9	プライバシーマーク制度または情報セキュリティマネ	PDFまたはJPEG
	ジメントシステムの認証を証する書類	
10	登記簿謄本等	PDFまたはJPEG

7. 提案書等の差し替えおよび再提出

受付期間後の提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。

第9章 審査方法

練馬区立図書館情報システム再構築・運用保守業務委託に関する事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)が本件の審査、評価を行い、事業者を選定する。なお、選定委員名簿について本件プロポーザル実施中は非公開であり、委員の氏名は公開しない。

評価方法、評価項目、採点方法は、【資料3】練馬区立図書館情報システム再構築・運用保守業務委託に係る選定基準書のとおり。

第10章 一次審査

1. 一次審査通過者の選定

参加資格を満たす者について、選考書類および提出物に基づき審査を行う。合計点の 高い順に2~3者程度を一次審査通過とする。

2. 一次審査の結果通知

平成30年3月14日(水)(予定)に、電子メール等により書面で通知する。

3. 質問書の送付

一次審査結果通知と同時に提案書に対する質問書を送付する。質問に対して二次審査 のプレゼンテーション時に回答すること。

第11章 二次審査

1. プレゼンテーションの実施

一次審査を通過した者について、平成30年3月26日(月)(予定)に、提案書等の内容 および提案内容についてのプレゼンテーションおよびヒアリングを行う。プレゼンテーション時、プロジェクター1台、スクリーン1台を区で用意する。接続するパソコンは 事業者が用意すること。また、実機を用いたデモンストレーションを行うことを可とする。

2. 実施日

平成30年3月26日(月)(予定)

※ 詳細な時間、場所は一次審査結果通知の際に合わせて通知する。

3. 選考時間

60分(プレゼンテーション35分、ヒアリング25分)とする。

4. 説明者および参加者

説明は、本件の構築業務を受け持つプロジェクトリーダーおよび運用業務を受け持つ プロジェクトリーダーが行い、参加者は説明者を含めて5人以内とすること。

5. 審査結果

平成30年4月上旬(予定)に、電子メール等により書面で通知する。

第12章 第一優先候補者の選定

1. 第一優先候補者の選定

一次審査および二次審査の内容について総合的に審査を行い、区の求める水準以上の 提案を行った事業者の中から、最終審査の評価が最も高い者を本件の第一優先候補者と する。

2. 受託候補者との協議

第一優先候補者に対して、仕様の調整および再見積もりを経たうえで、本件に係る契約締結を行う。

受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置 を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した 場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに候補者として選定する。

第13章 情報公開

本件業者選定情報(提出書類を含む。)は、練馬区情報公開条例(平成13年10月練馬区条例第61号)に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、【資料4】プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準に基づき取扱うものとする。

第14章 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。

- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提出された提案書等の書類に対して、内容に不足、不備等が判明した場合でも、区が 補足、修正等の必要性がある旨の連絡は行わない。
- (7) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (8) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以 外の国・地域等の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使 用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (9) 平成30年第一回練馬区議会定例会において本件にかかる予算が成立しない場合、区は 契約を締結しないことまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失 について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (10) 本依頼書に定めのない事項ならびに本依頼書に疑義が生じた場合は、協議により定める。

第15章 本件で使用する資料・様式一覧

本件で提示する資料・様式については以下のとおり

【資料1】練馬区立図書館情報システム再構築・運用保守業務委託提案依頼仕様書

【資料1別紙1】【様式ウ】業務・機能要件(チェックシート)

【資料1別紙2】練馬区立図書館情報システム端末等台数一覧

【資料1別紙3】練馬区共通基盤における業務アプリケーションソフトの適合要件 ※この資料は直接手渡しをするので、下記担当まで連絡をすること。

【資料1別紙4】練馬区共通基盤における保守回線によるリモート保守の運用基準

【資料1別紙5】受託情報の保護および管理に関する特記事項

【資料2】練馬区立図書館情報システム再構築・運用保守業務委託に関する提案書等作成要領

【資料3】練馬区立図書館情報システム再構築・運用保守業務委託に係る選定基準書

【資料4】プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準

【資料5】練馬区環境指針

【様式ア】質問票

【様式イ】提案書表紙

【様式工】練馬区共通基盤仮想サーバの経費積算シート

【様式オ】費用見積シート

【様式力】提案事案者セキュリティ確認シート

第16章 問い合わせ先・提出先・担当

練馬区教育委員会事務局 教育振興部 光が丘図書館 事業統括係 伊藤、田中、小林、鈴木、鳥海

 $\mp 179 - 0072$

東京都練馬区光が丘四丁目1番5号

電話 03-5383-6500 (直通) ※月曜休館

FAX 03-5383-6505

メールアドレス HIKLIBO3@city.nerima.tokyo.jp